石巻市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。 なお、矢川昌宏監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき除斥した。

平成20年12月3日

石巻市監査委員 山 崎 武 敏

石巻市監査委員 髙 橋 誠 志

記

- 1 監査対象団体 財団法人 石巻市文化スポーツ振興公社
- 2 監査期間 平成20年8月22日から同年12月3日まで
- 3 監査対象範囲 平成 1 9 年度財政援助団体等に係る出納、その他の事務の執行及び 公の施設の指定管理者制度について
- 4 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 今回の監査は、平成19年度財政援助団体等に係る出納、その他の 事務の執行及び公の施設の指定管理者制度について、提出された帳簿 及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項 は認められなかった。